

(事業展開に必要な事項・規制緩和など)

特になし

(期待される効果)

定性的効果：

- ① 地域の労働者の仕事と子育ての両立：労働者が子育てをしながら、働き続けることができる。
- ② 多様な子育てニーズへの対応：集団保育などになじまない病児・病後児の預かり等地域の多様な子育てニーズに対応できる。
- ③ 離職者等の現場訓練（O J T）：事業での就業を通じ、子育て分野のキャリアアップを支援する場とする。
- ④ 地域に密着した運営：市町村が設置し、地元のN P O法人、民間企業団体等に運営委託。

(先行事例)

ファミリー・サポート・センター事業

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課 課長補佐 山口正行 / 係長 進士順和
電話番号：03-3595-3274 / ファックス：03-3502-6763
E-mail：yamaguchi-masayuki@mhlw.go.jp / shinji-yoshikazu@mhlw.go.jp